

事 務 連 絡

平成23年11月1日

埼玉県

県土整備部 道路環境課長 様

国土交通省関東地方整備局道路部

路 政 課 長

地 域 道 路 課 長

道 路 管 理 課 長

同時整備に係る建設負担金について

無電柱化については、いつもご協力を賜りありがとうございます。

標記については、「軒下・裏配線方式及び同時整備について」（平成22年2月24日付事務連絡）により通知したところですが、同時整備に係る補足事項4. について別添写しのおり補足されましたので、貴職におかれましてもこれを参考とされたく、ご連絡致します。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市町村（政令市を除く）にも周知して頂きますよう、よろしくお願い致します。

事 務 連 絡  
平成 23 年 10 月 19 日

北海道開発局建設部  
地方整備課地域事業管理官 殿  
道路維持課長補佐 殿  
各地方整備局道路部  
地域道路課長 殿  
道路管理課長 殿  
内閣府沖縄総合事務局開発建設部  
道路建設課長 殿  
道路管理課長 殿

国土交通省道路局  
環境安全課道路交通安全対策室  
企画専門官 吉田秀範

同時整備に係る建設負担金について

標記については、「軒下・裏配線方式及び同時整備について」（平成22年2月24日付事務連絡）同時整備に係る補足事項4.により通知しているところですが、別添の通り補足いたします。

貴管内地方公共団体に対しても周知方お願いいたします。

## 同時整備に係る建設負担金の標準単価算定の考え方

### 1. 標準断面の設定

調査の結果得られた事業者毎の平均的な条数に基づき、標準断面を設定したうえで、その断面に基づき工事費を積算。

### 2. 標準単価の算定

#### 1) 初年度埋設工事費

事業者毎に積算した工事費を平均し、標準的な初年度埋設工事費を算出。  
(引込管、連系管路を含む)

$$\underline{65 \text{ (千円/条・km)} \cdots (a)}$$

※同時整備における低減理由

舗装取り壊し、舗装材処分や舗装復旧等が不要。

#### 2) 再掘削工事費

通常整備と同等。

$$\underline{114 \text{ (千円/条・km)} \cdots (b)}$$

#### 3) 追加的設備に要する費用

通常整備と同等。

$$\underline{158 \text{ (千円/条・km)} \cdots (c)}$$

#### 4) 標準単価

初年度埋設工事費と再掘削工事費の和から追加的設備に要する費用を減ずることにより建設負担金の標準単価を算定。

$$\underline{(a) + (b) - (c) = 21 \text{ (千円/条・km)}}$$

事務連絡  
平成23年10月19日

北海道開発局建設部  
建設行政課長補佐 殿  
道路計画課長補佐 殿  
地方整備課地域事業管理官 殿  
道路維持課長補佐 殿  
各地方整備局道路部  
路政課長 殿  
道路計画（第一）課長 殿  
地域道路課長 殿  
道路管理課長 殿  
交通対策課長 殿  
内閣府沖縄総合事務局開発建設部  
建設行政課長 殿  
道路建設課長 殿  
道路管理課長 殿

国土交通省道路局  
路政課 道路利用調整室  
課長補佐 小林雅哉  
国道・防災課  
沿道環境専門官 信太啓貴  
課長補佐 荒瀬美和  
国道・防災課 道路保全企画室  
課長補佐 寺沢直樹  
環境安全課  
課長補佐 竹林秀基  
環境安全課 道路交通安全対策室  
企画専門官 吉田秀範

同時整備箇所における新規需要等への対応について

標記については、「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取り扱い等について」（平成22年2月24日国道利発第27号、国道交安発第29号）6.6-1（2）により通知しているところですが、別添の通り補足いたします。

貴管内地方公共団体に対しても周知方お願いいたします。

同時整備に係る沿道の区画については、道路管理者及び電線管理者で調整するものとするが、下記の場合については、道路管理者は負担しないものとする。

#### **[分筆する場合]**

○道路管理者が引込管を整備した区画が整備後に分筆され、新たな建物が敷地内に建つ等した場合、新たに必要となる引込管については道路管理者は負担しない。

但し、引込管が整備済みの区画とそれ以外の土地（未整備地）で構成されている一筆の土地を分筆し、新たな建物が未整備地に建つ等した場合、新たに必要となる引込管についてはこの限りではない。

#### **[複数の筆が一体的に利用されている場合]**

○一体的に利用されている二筆以上の土地に道路管理者が引込管を整備した場合、土地利用の変更に伴い新たに必要となる引込管については道路管理者は負担しない。

#### **[複数の筆が合筆される場合]**

○道路管理者が引込管を整備した区画が整備後に合筆され、新たな建物が敷地内に建つ等した場合、これに必要となる引込管については道路管理者は負担しない。（仕様の変更等も同様）

#### **[建て替え・配置替えに伴う引込管の構造の変更・増設の場合]**

○道路管理者が引込管を整備した区画において、整備後に建物の建て替えが行われた場合、このために必要となる引込管の構造の変更については道路管理者は負担しない。（増設も同様）

○道路管理者が引込管を整備した区画において、整備後に建物の配置換えにより新たな建物が建設された場合、これに必要となる引込管については道路管理者は負担しない。

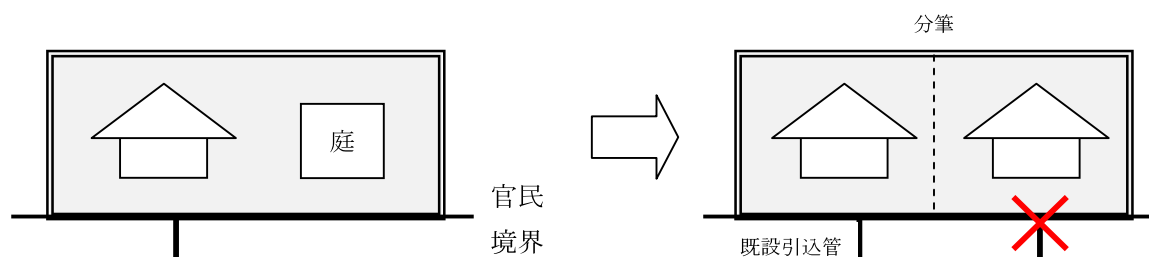
#### **[引込管を予め整備する場合]**

○未利用の土地でも、電線管理者と調整の上、電線共同溝本体の工事時等に予め引込管を整備した区画においては、その後に必要となった引込管については道路管理者は負担しない。

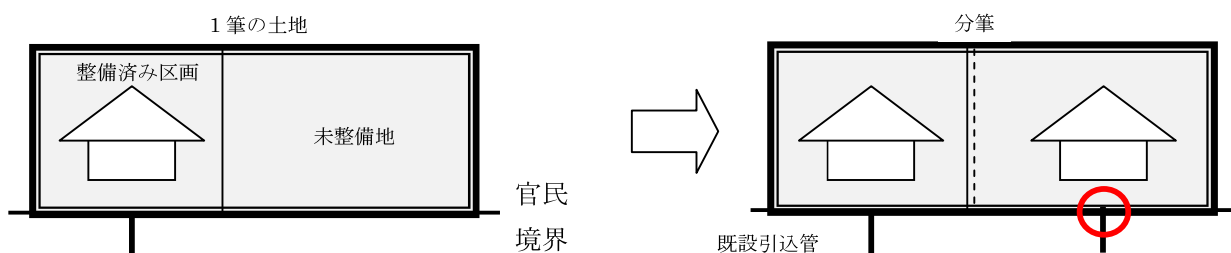
## 同時整備の新規需要において道路管理者が負担しない例

### [分筆する場合]

○道路管理者が引込管を整備した区画が整備後に分筆され、新たな建物が敷地内に建つ等した場合、新たに必要となる引込管については道路管理者は負担しない。

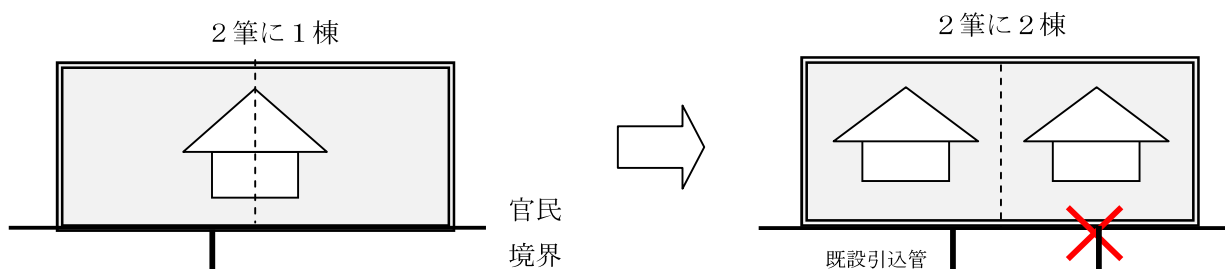


○但し、引込管が整備済みの区画とそれ以外の土地（未整備地）で構成されている一筆の土地を分筆し、新たな建物が未整備地に建つ等した場合、新たに必要となる引込管についてはこの限りではない。



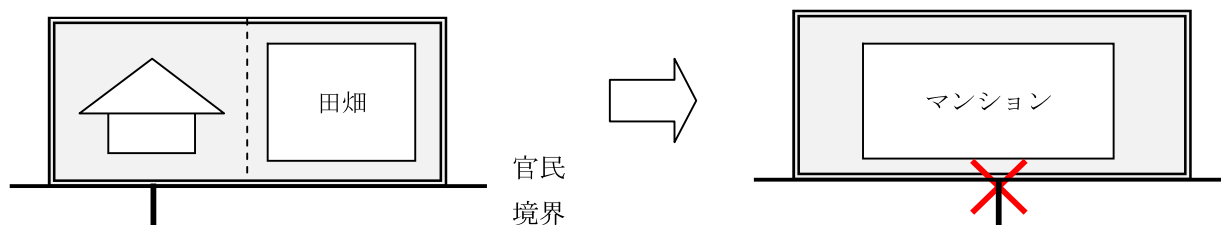
### [複数の筆が一体的に利用されている場合]

○一体的に利用されている2筆以上の土地に道路管理者が引込管を整備した場合、土地利用の変更に伴い新たに必要となる引込管については道路管理者は負担しない。



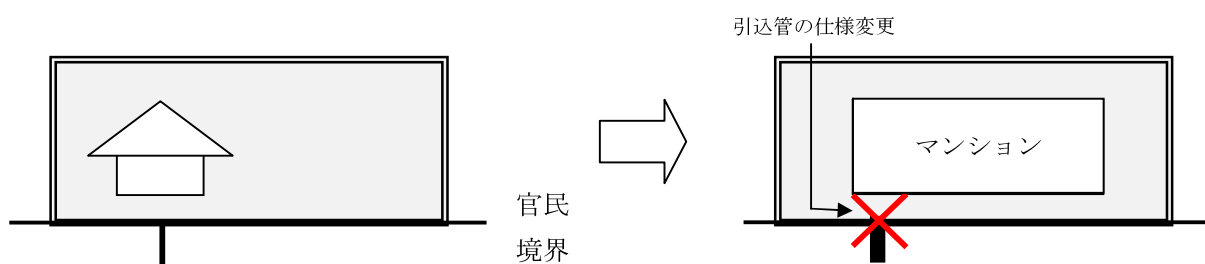
### [複数の筆が合筆される場合]

- 道路管理者が引込管を整備した区画が整備後に合筆され、新たな建物が敷地内に建つ等した場合、これに必要なとなる引込管については道路管理者は負担しない。  
(仕様の変更等も同様)

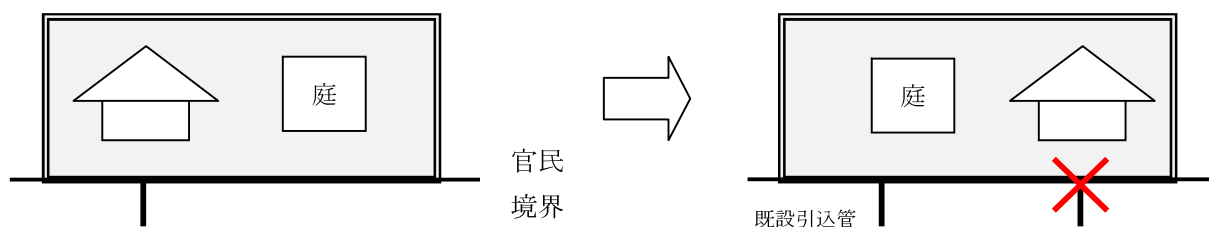


### [建て替え・配置替えに伴う引込管の構造の変更・増設の場合]

- 道路管理者が引込管を整備した区画において、整備後に建物の建て替えが行われた場合、このために必要となる引込管の構造の変更については道路管理者は負担しない。  
(増設も同様)

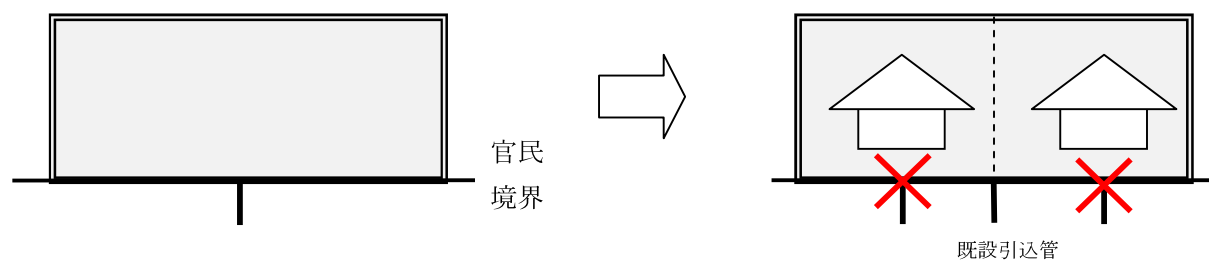


- 道路管理者が引込管を整備した区画において、整備後に建物の配置換えにより新たな建物が建設された場合、これに必要なとなる引込管については道路管理者は負担しない。



## [引込管を予め整備する場合]

○未利用の土地でも、電線管理者と調整の上、電線共同溝本体の工事時等に予め引込管を整備した区画においては、その後に必要となった引込管については道路管理者は負担しない。





道 環 第 400 号  
平成26年11月27日

道路街路課長  
市街地整備課長  
県土整備事務所長 } 様

道路環境課長

電線共同溝整備完了箇所における無電柱化の推進について（通知）

このことについて、国土交通省より送付がありましたので通知します。

防災担当 田中  
T E L: 048-830-5107  
e-mail: a5090-08@pref.saitama.lg.jp

道環第306-1号

平成22年9月21日

道路街路課長  
市街地整備課長  
各県土整備事務所長

様

道路環境課長

「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取り扱い等」の適用について（通知）

このことについて、国土交通省関東地方整備局より送付がありましたので通知  
します。

なお、市町村（政令市除く）には、当課より通知していることを申し添えます。

担当 交通安全施設整備担当

木田・松村

電話 048-830-5097

道環第306-2号

平成22年9月21日

各市町村長様

埼玉県県土整備部

道路環境課長

「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等」の適用について（通知）

このことについて、国土交通省関東地方整備局より送付がありましたので通知します。

なお、この通知は道路・街路事業のみならず、再開発・区画整理事業等においても適用されることを申し添えます。

担当 交通安全施設整備担当

木田・松村

電話 048-830-5097

事 務 連 絡

平成22年9月16日

埼玉県国土整備部  
道路環境課長 様

国土交通省関東地方整備局  
道路部 地域道路課長

国土交通省関東地方整備局  
道路部 道路管理課長

「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取り扱い等」の適用について

無電柱化については、いつもご協力を賜りありがとうございます。

標記について、平成22年2月24日付け国道利発第28号及び国道交安発第30号にて、国土交通省道路局路政課長及び地方道・環境課長より通知したところですが、その運用について別添写しのとおり補足されましたので、貴職におかれましてもこれを参考とされたく、ご連絡致します。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市町村（政令市を除く）にも周知して頂きますよう、よろしくお願い致します。



事務連絡  
平成22年9月7日

|              |            |   |
|--------------|------------|---|
| 北海道開発局建設部    | 道路計画課長補佐   | 殿 |
|              | 地域事業管理官    | 殿 |
|              | 道路維持課長補佐   | 殿 |
| 各地方整備局       | 道路計画(第一)課長 | 殿 |
|              | 地域道路課長     | 殿 |
|              | 道路管理課長     | 殿 |
|              | 交通対策課長     | 殿 |
| 沖縄総合事務局開発建設部 | 道路建設課長     | 殿 |
|              | 道路管理課長     | 殿 |

|        |            |
|--------|------------|
| 環境安全課  | 道路交通安全対策室  |
|        | 企画専門官 植田雅俊 |
| 国道・防災課 | 課長補佐 田村央   |
|        | 課長補佐 小山浩徳  |
| 国道・防災課 | 道路保全企画室    |
|        | 課長補佐 信太啓貴  |
| 環境安全課  | 課長補佐 渡邊良一  |

「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取り扱い等」の適用について

標記については、「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取り扱い等について」(平成22年2月24日付国道利発第27号、国道交安発第29号)7.(2)により通知したところですが、その運用について下記の通り補足します。

貴管内地方公共団体に対しても周知方お願いします。

記

1. 「無電柱化推進計画」(平成16年4月)の継続箇所等とは、無電柱化推進計画期間内(H16年度～H20年度)に地方ブロック無電柱化協議会において策定された地方ブロックの推進計画で合意されている箇所及び「早期合意が必要な箇所の取り扱いについて」(平成21年3月19日、事務連絡)に基づき開催された地方ブロック無電柱化協議会において電線管理者等と合意された箇所のうち、平成22年2月24日時点で電線共同溝の整備が完了していない箇所である。

2. 「本取り扱いを適用することが妥当と判断される場合」とは、平成22年2月24日時点で費用負担が実質的に確定していない場合である。

※費用負担が実質的に確定している場合とは、地方議会において承認を受けている場合などが考えられる。

事務連絡  
平成22年9月7日

|              |            |   |
|--------------|------------|---|
| 北海道開発局建設部    | 道路計画課長補佐   | 殿 |
|              | 地域事業管理官    | 殿 |
|              | 道路維持課長補佐   | 殿 |
| 各地方整備局       | 道路計画(第一)課長 | 殿 |
|              | 地域道路課長     | 殿 |
|              | 道路管理課長     | 殿 |
|              | 交通対策課長     | 殿 |
| 沖縄総合事務局開発建設部 | 道路建設課長     | 殿 |
|              | 道路管理課長     | 殿 |

環境安全課 道路交通安全対策室  
企画専門官 植田雅俊  
国道・防災課 課長補佐 田村央  
課長補佐 小山浩徳  
国道・防災課 道路保全企画室  
課長補佐 信太啓貴  
環境安全課 課長補佐 渡邊良一

### 同時整備の対象事業について

標記については、「軒下・裏配線方式及び同時整備について」(平成22年2月24日付事務連絡)同時整備に係る補足事項3.により通知したところですが、その運用について別添の通り補足します。

貴管内地方公共団体に対しても周知方お願いします。

## 同時整備の空間的な取扱いについて

1. 用地買収を行う箇所（区間）で即地的に電線共同溝の整備が行われる場合  
に限り、同時整備の対象事業とする。（今回の同時整備の親事業を目的とし  
て過去に用地買収を行ったものも含む。）
2. 用地買収を行わない事業（現況道路幅員内での歩道整備等）は同時整備の  
対象としない。
3. 同一事業箇所内に用地買収を行う箇所（区間）と行わない箇所（区間）が  
混在する場合は、以下の考え方によることとする。
  - （1）横断方向に混在する場合  
（上下線のうち片側車線側のみ用地買収を行う場合）
    - ①用地買収を行う車線側で行う電線共同溝の整備は同時整備の対象事業  
とする。
    - ②用地買収を行わない車線側で行う電線共同溝の整備は同時整備の対象  
としない。
  - （2）縦断方向に混在する場合  
（用地買収を行う区間と行わない区間が混在する場合）

原則として、用地買収を行った区間は同時整備の対象事業とし、用地買  
収を行っていない区間は同時整備の対象としない。
4. 上記1、2及び3に関わらず、土地区画整理事業等の面的整備事業の場合  
は、原則として、地区内における道路の整備と一体的に行う電線共同溝整備  
を、同時整備の対象とする。



道環第575-1号

平成22年3月24日

道路街路課長  
市街地整備課長  
各県土整備事務所長

様

道路環境課長

「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」、「無電柱化に係るガイドラインについて」及び「軒下・裏配線方式及び同時整備について」の送付について（通知）

このことについて、国土交通省道路局路政課長及び国土交通省道路局地方道・環境課長より送付がありましたので通知します。

なお、市町村（政令市除く）には、当課より通知していることを申し添えます。

担当 防災担当 小林・山本

電話 048-830-5107

道環第575-2号

平成22年3月24日

各市町村長様

埼玉県県土整備部

道路環境課長

「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」、「無電柱化に係るガイドラインについて」及び「軒下・裏配線方式及び同時整備について」の送付について（通知）

このことについて、国土交通省道路局路政課長及び国土交通省道路局地方道・環境課長より送付がありましたので通知します。

なお、この通知は道路・街路事業のみならず、再開発・区画整理事業等においても適用されることを申し添えます。

担当 防災担当 小林・山本

電話 048-830-5107

国道利発第28号  
国道交安発第30号  
平成22年2月24日

埼玉県県土整備部長 殿

国土交通省道路局路政課長



国土交通省道路局地方道・環境課長



無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について

無電柱化については、いつもご協力賜りありがとうございます。

標記について、別添のとおり各地方整備局道路部長等あてに通知いたしましたので、貴職におかれましてもこれを参考とされたく、ご連絡いたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市町村（政令市を除く。）にもご周知いただきますよう、よろしく願い申し上げます。



## 無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について

### 1. 電線共同溝

- (1) 電線共同溝とは、電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、電線の設置及び管理を行う2以上の者の電線を收容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいい、電線を收容するための管路、特殊部（電線の分岐部分を收容するための施設をいい、分岐柵及び簡易トラフを含む。以下同じ。）、連系管路（電線共同溝に收容された電線と周辺の架空線等の電線を結ぶために必要な管路のうち、当該電線共同溝に係る電線共同溝整備道路内に設けるものをいう。以下同じ。）及び引込管（民地への電線の引込みのための管路のうち電線共同溝整備道路内に設けるものをいう。以下同じ。）を含むものとする。
- (2) 連系設備とは、電線共同溝に收容された電線と周辺の架空線等の電線を結ぶために必要な管路のうち、当該電線共同溝に係る電線共同溝整備道路外に設けるものをいい、引込設備とは、民地への電線の引込みのための管路のうち道路外に設けるものをいう。

### 2. 連系設備

- (1) 電線共同溝の建設に関する工事により必要を生じた連系設備の建設に関する工事については、当該電線共同溝の建設に関する工事と併せて行うことが道路管理上妥当と判断される場合には、道路法第23条第1項の附帯工事として、当該電線共同溝を建設する道路管理者が当該連系設備を建設すること。
- (2) 連系設備の建設に係る工事の完了後、道路管理者は、当該連系設備を電線管理者（電線の設置及び管理を行なう者をいう。以下同じ。）に引き渡し、電線管理者は、道路法第32条第1項に規定する道路の占用の許可を受け、管理すること。
- (3) 道路管理者は、連系設備について建設費用の観点から十分考慮し、合理的な配置を行うこと。
- (4) 連系設備の建設に係る工事を附帯工事として行う場合、これに要する費用は、道路法第59条第1項に基づき、原則として当該電線共同溝を建設する道路管理者が負担すること。

### 3. 事前支障移設

事前支障移設とは、電線共同溝の建設に関する工事により必要を生じた既

設の電柱、電線等の移設及び撤去をいい、事前支障移設に要する費用については、道路管理者が補償できるものとする。

#### 4. 建設負担金

- (1) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第7条第1項の建設負担金の額（(2)に係るものを除く。）については、事務手続の簡素化の観点から平成16年4月に建設負担金の標準単価を通知したところであるが、引き続き当該通知に従って取り扱うこと。ただし、特段の事情等によりこれにより難しい場合には、別途算出することも可能とする。
- (2) 道路の新設又は拡幅（土地区画整理事業等による場合を含む。）と一体的に行う電線共同溝の建設（以下「同時整備」という。）に係る建設負担金の額については、別途通知する標準単価により算出すること。ただし、特段の事情等によりこれにより難しい場合には、別途算出することも可能とする。
- (3) 難視聴の解消を目的とするケーブルに係る建設負担金については、その設置の経緯等を踏まえ、道路管理者がその相当額を負担できるものとする。

#### 5. 柱状型機器

##### 5-1 定義及び基本的考え方

- (1) 柱状型機器とは、通常の上空に設置する機器（変圧器、電源供給器、幹線増幅器等をいう。以下同じ。）に比べ、小型等で景観に配慮した形状の機器をいう。
- (2) 柱状型機器の支持柱の形状及び配置については、景観に配慮すること。
- (3) 路上に機器を設置すると安全かつ円滑な交通の確保が困難である場合等には、道路管理者と電線管理者が協議の上、柱状型機器を設置するなどの適切な手法を用いて、安全かつ円滑な交通の確保を図ること。

##### 5-2 民地への引込み

- (1) 柱状型機器を設置する場合の民地への引込みについては、地下引込みを原則とする。
- (2) 無電柱化を進める上で公益上やむを得ない事情があり、かつ、電線共同溝整備道路について安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図る上で支障が生じるおそれが少ないと認められる場合には、道路管理者は、民地への架空引込み部分の電線の地上における占用について電線管理者に許可できるものとする。
- (3) 前項において、公益上やむを得ない事情とは、既設構造物等により地下

での施工が困難である場合等のことをいい、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図る上で支障が生じるおそれが少ないと認められる場合は、柱状型機器の支持柱が道路の民地側に設置されている場合等をいう。

### 5-3 費用負担

- (1) 柱状型機器の支持柱の設置に係る費用については、道路管理者が負担できるものとする。
- (2) 前項に関わらず、架空引込みの場合には、柱状型機器の支持柱の設置に係る費用については、電線管理者が負担するものとする。ただし、道路管理者は、柱状型機器の支持柱の設置場所に道路附属物として街灯等を設置する場合には、当該街灯等の支柱を電線管理者が柱状型機器の支持柱として利用することに協力するなどの配慮を行うこととし、この場合電線管理者は、少なくとも単独で支持柱を設置するのに要する費用を負担するものとする。

## 6. その他

### 6-1 新規需要等への対応

- (1) 電線共同溝の建設が完了した後において新たに必要となる道路内の特殊部、引込管及び連系管路（以下「特殊部等」という。）の増設又は位置の変更に関する工事については、道路法第24条に基づき、電線管理者が道路管理者の承認を受けてこれを行うものとする。この場合、道路管理者は、特殊部等の増設又は位置の変更に係る工事が完了した後、当該特殊部等について引渡しを受け、電線共同溝として管理すること。
- (2) (1) にかかわらず、同時整備による電線共同溝の建設が完了した後において新たに必要となる工事のうち、次に掲げるものについては、当該同時整備と一体的に新設又は拡幅した道路の供用が開始された日から起算して10年が経過する日までの期間は、道路管理者が行うこと。ただし、沿道の住宅等の建設状況を勘案して必要があると認める場合には、5年に限りその期間を延長することができる。
  - ア 引込管の増設に関する工事（当該同時整備に係る沿道の区画ごとに、それぞれ最初に設ける場合に限る。）
  - イ アに伴い必要となる特殊部の増設に関する工事
- (3) 電線共同溝の建設時においては、道路管理者は、電線共同溝の建設完了後の特殊部等の増設が少なくなるよう、電線管理者と協議調整を行った上で、将来予想される需要を考慮して合理的な設計に努めること。
- (4) (1) の特殊部等の増設又は位置の変更に係る費用については、当該特

殊部等の増設又は位置の変更に関する工事を行う電線管理者が負担するものとする。

#### 6-2 引込設備、機器及びケーブル

引込設備の費用負担については、具体的な地中化の実施箇所における連絡会議等において協議の上、需要家、地元電線管理者又は地方公共団体等が単独又は共同で負担するものとする。

なお、地方公共団体が、引込設備、機器及びケーブルの設置に要する費用の全部又は一部を負担する場合には、その費用に地域活力基盤創造交付金を充てることができる。

#### 7. 適用等

- (1) 「無電柱化推進計画における電線共同溝に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」（平成16年4月14日付け国道地環第5号、国道利第14号）は廃止する。
- (2) 「無電柱化推進計画」（平成16年4月）の継続箇所等は、費用負担の方法の一貫性の観点から原則として従前の費用負担の方法によるが、道路管理者と電線管理者が協議の上、本取扱いを適用することが妥当と判断される場合には、本取扱いによることも可能とする。

事務連絡  
平成22年2月24日

埼玉県県土整備部長 殿

国土交通省道路局地方道・環境課長

### 無電柱化に係るガイドラインについて

無電柱化については、いつもご協力賜りありがとうございます。

標記について、別添のとおり各地方整備局道路部長等あてに通知いたしましたので、貴職におかれましてもこれを参考とされたく、ご連絡いたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市町村(政令市を除く)にもご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。





# 無電柱化に係るガイドライン

## 1. 無電柱化の対象について

無電柱化の実施にあたり、各道路管理者は、市街地の幹線道路や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、歴史的街並みの保全、観光振興、地域文化の復興、地域活性化等に資する箇所を選定しているところである。

これらは、景観法、バリアフリー新法(※1)、観光圏整備法(※2)、歴史まちづくり法(※3)等が施行されたことなどによって、安全・安心の社会づくり、観光振興等による活力の創造、景観形成による魅力向上等の観点から、無電柱化の要請は、地域や社会から、より一層強く求められているという背景がある。

無電柱化の事業の実施にあたっては、これらの地域の要請に応え、道路管理者と電線管理者は協議の上、地方公共団体と調整しつつ、また電力・通信需要にも配慮しつつ、無電柱化の必要性及び整備効果を踏まえ、整備及び費用負担の方式について調整を図りながら、引き続き無電柱化を進めるものとする。

※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(H18 施行)

※2 観光圏の整備による観光旅客の来訪および滞在の促進に関する法律(H20 施行)

※3 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(H20 施行)

## 2. 無電柱化の進め方について

### 1) 効率的な無電柱化の推進

コスト縮減を図りつつ、地域の実情に応じた効率的な整備を推進することが必要であるため、地域の実情に応じてコスト縮減が可能な以下の手法も活用しながら無電柱化を実施するものとする。

#### ①同時施工

歩道整備等の道路事業等が電線共同溝と同時期に計画されている場合には、工期等を調整し、同時に施工するものとする。その際には、計画のなるべく早い段階から調整を行い円滑な事業実施を図るものとする。

また、将来において無電柱化の必要性が見込まれる箇所において、

道路の新設又は拡幅（土地区画整理事業等による場合を含む。）と一体的に行う電線共同溝の整備（以下、「同時整備」という。）を実施するものとし、電線を収容するための管路等の増設が発生しない構造とするよう努めるものとする。

②地中化方式以外の手法の活用

条件の整う箇所では、軒下・裏配線等の手法を地域の実情に応じて活用するものとする。

③浅層埋設方式

従来よりもコンパクトな浅層埋設方式を活用するものとする。

④既存ストックの有効活用

既設の地中管路について、管路所有者と協議の上、可能であれば、電線共同溝等の一部として活用するものとする。

2) 整備手法

地中化方式による整備を基本としつつ、地域の実情に応じ、地中化方式以外の無電柱化方式も活用するものとする。

①地中化方式

a) 電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備する方式。

b) 自治体管路方式

地方公共団体が管路設備を整備する方式。

c) 要請者負担方式

原則として要請者が整備する方式。

なお、地上機器の設置により、十分な歩道幅員の確保が困難である場合には、地域の実情に応じて柱状型機器の活用も検討する。

②地中化方式以外のもの

a) 軒下配線方式

建物の軒等を利用して電線類の配線を行う方式。

b) 裏配線方式

表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等に移設する方式。

3) 整備を進めるにあたっての体制

①全国10ブロック毎の道路管理者、電線管理者、地方公共団体等の関係者からなる地方ブロック無電柱化協議会において、構成員の意見を十分反映した協議により、実施予定箇所の計画をとりまとめ、円滑に進めるものとする。

②同協議会においては、都道府県単位などの地方部会の意見を反映するものとする。

- ③具体の無電柱化箇所における事業実施にあたっては、道路管理者、電線管理者及び地元関係者の各々が果たすべき役割と責任を踏まえ、連絡会議の設置や住民参加型の計画策定に対する支援を活用すること等により円滑に推進するものとする。

### 3. 費用負担のあり方について

無電柱化は、以下の費用負担により実施するものとする。

#### ①地中化方式

##### a) 電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者及び電線管理者が負担。

##### b) 自治体管路方式

管路設備の材料費及び敷設費を地方公共団体が負担し、残りを電線管理者が負担。

##### c) 要請者負担方式

無電柱化整備費用の原則として全額を要請者が負担。

#### ②地中化方式以外の無電柱化方式

##### a) 軒下配線方式

整備費用は、移設補償の場合、道路管理者が負担。

##### b) 裏配線方式

整備費用は、移設補償の場合、道路管理者が負担。

### 4. その他

一般に無電柱化事業は4、5年の事業期間を要すること等を踏まえ、当面の間、当該ガイドラインに基づき、事業を実施するものとし、今後4、5年を目途として、必要に応じ見直しを検討するものとする。

事 務 連 絡

平成22年2月24日

各都道府県 無電柱化担当課長  
各政令指定市 無電柱化担当課長 殿

国土交通省道路局地方道・環境課  
道路交通安全対策室  
課長補佐

### 軒下・裏配線方式及び同時整備について

無電柱化については、いつもご協力賜りありがとうございます。

標記について、別添のとおり各地方整備局道路部地域道路課長等  
あてに通知いたしましたので、貴職におかれましてもこれを参考に  
されたく、ご連絡いたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市町村(政令市を除く)  
にも御周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



## 軒下・裏配線方式に係る補足事項

### 1. 軒下・裏配線方式の考え方について

軒下・裏配線方式については、電線共同溝等の方式に比べ大幅にコスト縮減が図られるとともに、狭い道路などでも採用が可能な場合があることから、当方式を積極的に活用して無電柱化を推進していくものとする。

なお、当方式の適用にあたっては、次の点に留意し適正な運用を図るものとする。

### 2. 留意事項

#### (1) 軒下配線方式

①沿道家屋が連続的に近接して建ち並んでおり、将来、低需要の一戸建の住宅地に集合住宅や商業ビル等大口需要が発生し、電力通信需要の変化による配線の大きな見直しが生じるようなことが見込まれないこと。

②公園や駐車場等があり、軒下配線方式が不可能な箇所においては、他の方式を組み合わせて、適切な配線方式を検討すること。

#### (2) 裏配線方式

①私有地や私道への配線が必要となった場合、私有地や私道の所有者が将来的に配線することを了解していること。

### 3. 協定の締結

軒下・裏配線方式を実施する箇所においては、将来的に安定して現状の配線状況が維持されるように、配線及び整備後の財産区分、維持管理等において道路管理者、地方公共団体、電線管理者、関係地権者(建物所有者)により合意形成を得ること。なお、財産区分、維持管理等においては関係者間にて協定書等を締結することが望ましい。

### 4. 費用負担

#### (1) 道路整備が伴う軒下・裏配線方式

歩道整備等の道路整備(※注1)が伴う軒下・裏配線方式に係る道路法に基づく移設補償は道路管理者が負担するものとする。道路法に基づく

移設補償は、以下の①～③等があげられる。

①整備対象道路の電線等の撤去費用

②軒下・裏配線の整備費用

③その他、軒下・裏配線に伴って発生する必要な移設費用

※注1：カラー舗装や防護柵設置による簡易な歩行空間整備を含む

(3) 道路整備が伴わない軒下・裏配線方式

地方公共団体等（※注2）により道路整備が伴わない軒下・裏配線方式を行う場合の整備費用は、当該地方公共団体等が負担する。なお、整備費用については、地域活力基盤創造交付金の効果促進事業の対象とすることができる。

※注2：地方公共団体以外に、関係地権者（建物所有者）、観光協会、商工会議所、地元住民による組合等を想定

5. その他

軒下・裏配線方式の整備計画にあたっては、将来の無電柱化計画を十分考慮して策定すること。

## 同時整備に係る補足事項

### 1. 同時整備の考え方について

道路の新設又は拡幅（土地区画整理事業等による場合を含む。）と一体的に行う電線共同溝の整備（以下「同時整備」という。）を活用し、効率的な無電柱化を推進するものとする。

### 2. 同時整備の箇所について

同時整備の実施箇所については、現時点のみならず、将来、無電柱化が必要と見込まれる以下のような箇所についても、まちづくり部局、電線管理者等の関係者と調整の上、実施するものとする。

- 市街地の幹線道路
- 歴史的街並みが残されている旧街道
- 観光地での散策路・主要な眺望点
- 地域文化の復興に資する箇所
- 良好な景観形成に資する箇所
- バリアフリー化する必要のある道路
- 緊急輸送道路 等

### 3. 同時整備の対象事業について

以下のような、道路の新設、現道拡幅、歩道設置（拡幅）等の用地買収を伴うような事業。

- バイパス事業
- 現道拡幅事業
- 歩道設置事業
- 歩道拡幅事業
- 土地区画整理事業 等

#### 4. 同時整備の場合における建設負担金について

同時整備に係る建設負担金の取り扱いについては、「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」（平成22年2月24日付け 国道利第28号、国道交安第30号）にて通知したところであるが、標準単価については、21（千円／条・km）とする。



事務連絡  
平成16年4月14日

埼玉県 県土整備部 道路環境課長 殿

国土交通省 道路局 地方道・環境課  
課長補佐 齋藤 博之

### 電線共同溝整備に係る建設負担金について

電線共同溝の整備に係る建設負担金の取り扱いについては、「無電柱化推進計画における電線共同溝に係る費用負担、道路占用の取り扱い等について」（平成16年4月14日付け国道利第14号、国道地環第5号）にて通知したところであるが、標準単価については、下記の通り取り扱われたい。

#### 記

標準単価については、別紙の通り算定した505(千円/条・km)とする。



## 建設負担金に係る標準単価算定の考え方

## 1. 標準断面の設定

実績調査の結果得られた事業者毎の平均的な条数に基づき、事業者毎に標準断面を設定したうえで、その断面に基づき工事費を積算(平成15年度土木積算単価による)

## 2. 標準単価の算定

## 1) 初年度埋設工事費

事業者毎に積算した工事費を平均し、標準的な初年度埋設工事費を算出(引込管、連系管路を含む)

$$\underline{549 \text{ (千円/条・km)}} \cdots (a)$$

## 2) 再掘削工事費

初年度埋設工事費を用いて25年後の再掘削工事費を算出(割引率6.5%)

$$549 / (1 + 0.065)^{25} = 114$$

$$\underline{114 \text{ (千円/条・km)}} \cdots (b)$$

## 3) 追加的設備に要する費用

実績調査より初年度埋設工事費の約3割に相当する額

$$\underline{158 \text{ (千円/条・km)}} \cdots (c)$$

## 4) 標準単価

初年度埋設工事費と再掘削工事費の和から追加的設備に要する費用を減ずることにより建設負担金の標準単価を算定

$$(a) + (b) - (c) = \underline{505 \text{ (千円/条・km)}}$$

道 環 第 1 6 9 号  
平成 1 5 年 5 月 2 1 日

各県土整備事務所長 様

道 路 環 境 課 長

「電線共同溝整備に伴う既設電線類の移設補償について」の取り扱い  
および様式類について（通知）

平成 1 5 年 5 月 2 1 日付、道環第 1 6 8 号で通知した標記の件については、別紙のと  
おり取り扱いをお願いします。

また、上記通知に使用する様式について送付しますので、併せて通知します。

担当：防災担当 鈴木・石塚  
電話：048-830-5107

## 別 紙

### 1. 「1. 本取り扱いの適用対象者」について

今回の既設電線類の移設補償はマンション組合等の非営利な団体でかつ財政的に移設費を負担することができない占有者（電線管理者）を対象としているため、適用対象者の範囲を安易に拡大しないよう注意すること。

### 2. 「2. 移設補償の対象範囲」について

移設補償の対象範囲は、機能補償のという観点から、過度の補償を行わないこと。また、額の算定に当たっては、「公共事業に伴う公共補償基準要綱」により算出すること。

ただし、引込管の民地部分については必要な補償を行うこと。

### 3. 「4. 移設補償費の支払時期」について

原則は抜柱後であるが、移設が完全に完了していることが明らかであれば、抜柱後でなくても支払いは可能である。

この場合の、「移設が完全に完了している」とは、追加で移設するものが無い、という意味である。

### 4. 「5. 移設完了後の管理」について

支払い後の管理については、当然電線管理者であることを事前に説明しておくこと。その際、民地部分に設置した引込管路も県では管理しないことも説明しておくこと。（本来、民地部分の管路はその建物の所有者が管理するものであるが、東京電力、NTTなどでは各自で管理しているのが現状である。）

## ○様式集

様式－1 既設電線類等の移設費の算出について（依頼）

様式－2 履行確認書

様式－3 既設電線類の移設費等について

様式－4 既設電線類の移設費について

様式－5 移設補償契約書

道 環 第 168 号  
平成15年 5月21日

各県土整備事務所長 様

県 土 整 備 部 長

電線共同溝整備に伴う既設電線類の移設補償について（通知）

平成12年4月10日付、建設省道路発33号および建設省道環発16号により、新電線類地中化計画における道路管理者の電線管理者への一部補償は廃止されましたが、別紙の適用対象者に限り、既設電線類の移設補償を取り扱うことにしますので通知します。

担当：道路環境課

防災担当 鈴木・石塚

電話：048-830-5107

## 別 紙

### 1. 本取り扱いの適用対象者

平成9年4月1日付、通達道管第48号「埼玉県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の施行について（通達）」の埼玉県道路占用料徴収条例第4条の占用料減免基準のうち、9号の3に該当するために占用料が免除となっている占用者。（電線管理者）  
（参考：9号の3 テレビジョン放送の受信障害を解消するための専用施設で非営利的なもの）

### 2. 移設補償の対象範囲

移設補償の対象範囲は、現況機能と同等の機能を保持するのに必要な施設を移設するときの工事費および材料費とする。

工事費には、仮移設および民地部分の引込に要する費用を含むものとする。

材料費には、民地部分に設置する材料費を含むものとする。

なお、将来の需要に対応した施設については対象外とする。

また、占用申請に係る費用は電線管理者の負担とする。

### 3. 移設補償費の算定

上記2. で算出された工事費および材料費を移設補償費として支払うものとする。

### 4. 移設補償費の支払時期

移設補償費は、地中化完了後（抜柱したことを確認後）電線管理者からの請求に基づき支払うものとする。

### 5. 移設完了後の管理

移設補償費の支払い後の管理は民地部分に設置した施設を含め、電線管理者とする。

道環第 315号  
平成13年 8月17日

各土木事務所(支所)長  
伊奈新都市建設事務所長  
八潮新都市建設事務所長  
新都心建設事務所長 } 様

県土整備部長

「電線共同溝の整備に伴う占用物件の移設に係る費用の負担について」の一部改正について(通知)

標記については、平成11年1月18日付け道管第741号で通知したところですが、平成12年4月10日付け建設省道路発第33号及び建設省道環発第16号の通知があり、その取扱いについて下記のとおり改正したので通知します。

#### 記

新電線類地中化計画以降における電線共同溝に係る費用負担については、記6中「別表に掲げる費用の1/2の額をもって補償の協議額とすること。」を「別表に掲げる費用の額をもって補償の協議額とすること。」に改める。

なお、第三期電線地中化計画以前における電線共同溝に係る費用負担については、従前の費用負担とする。

## 別表

| 項 目              |                                 | 内 容                 |                                       |
|------------------|---------------------------------|---------------------|---------------------------------------|
| 純<br>工<br>事<br>費 | 土<br>木<br>費                     | ①土木費                | 堀削、埋戻し、残土処理、舗装切断工及び<br>舗装取り壊しに要する費用   |
|                  |                                 | ②仮設費                | 土留及び路面覆工に要する費用                        |
|                  |                                 | ③小計                 | (① + ②)                               |
|                  | 配<br>管<br>工<br>事<br>費           | ④布設及び撤去費            | 新設する地下埋設管の配管及び既設の地下<br>埋設管の撤去に要する労務費用 |
|                  |                                 | ⑤接合費                | 地下埋設管の溶接、電気防食に要する費用                   |
|                  |                                 | ⑥基礎工事費              | 地下埋設管の基礎（砕石、コンクリート打設、<br>型枠）          |
|                  |                                 | ⑦小計                 | (④ + ⑤ + ⑥)                           |
|                  | そ<br>の<br>他<br>の<br>工<br>事<br>費 | ⑧舗装復旧費              | 舗装復旧に要する費用                            |
|                  |                                 | ⑨マンホール等の<br>工事費     | マンホール、雨水枡、汚水枡、等の付け替え<br>に要する費用        |
|                  |                                 | ⑩小計                 | (⑧ + ⑨)                               |
|                  | ⑪移設に要する<br>直接工事費                | (③ + ⑦ + ⑩)         |                                       |
| 間<br>接<br>経<br>費 | ⑫共通仮設費                          | 共通仮設費、安全対策費、断水・通水費  |                                       |
|                  | ⑬諸経費                            | 諸経費、現場管理費、一般管理費、設計費 |                                       |
| 減<br>耗<br>分<br>等 | ⑭減耗分価額、<br>発生材価額                | 減耗分価額、発生価額は、控除する    |                                       |
| 消<br>費<br>税      | ⑮消費税相当額                         |                     |                                       |
|                  | 合計                              | (⑪ + ⑫ + ⑬ - ⑭ + ⑮) |                                       |



## 第三期電線地中化計画と新電線類地中化計画における 電線共同溝の違い

### 1 施工区分について

|                     | 第三期電線地中化計画                     | 新電線類地中化計画                            |
|---------------------|--------------------------------|--------------------------------------|
| 電線共同溝<br>(縦断方向)     | 道路管理者施工<br>(道路管理者管理)           | 同 左                                  |
| 電線共同溝<br>(民地方向・官地内) | 電線管理者施工<br>(電線管理者管理)<br>→ 占用物件 | 道路管理者施工<br>(道路管理者管理)<br>→ 電線共同溝本体の一部 |
| 電線共同溝<br>(民地方向・民地内) | 電線管理者施工<br>(電線管理者管理)           | 電線管理者施工<br>(電線管理者管理)                 |

### 2 費用負担について

|                     | 第三期電線地中化計画                            | 新電線類地中化計画  |
|---------------------|---------------------------------------|--|
| 事前支障移設              | 材料費を除く工事費の1/2<br>を補償<br>(クライテリア地域を除く) | 工事費及び材料費を全額補償<br>(ただし、支障とならない既<br>設電柱の撤去は含めない)         |
| 電線共同溝<br>(縦断方向)     | 道路管理者負担及び施工<br>(占用者建設負担金あり)           | 同 左  |
| 電線共同溝<br>(民地方向・官地内) | 材料費を除く工事費の1/2<br>を補償<br>(クライテリア地域を除く) | 道路管理者負担及び施工<br>(占用者建設負担金あり)<br>※電線管理者への委託施工に<br>ついて検討中 |
| 電線共同溝<br>(民地方向・民地内) | 材料費を除く工事費の1/2<br>を補償<br>(クライテリア地域を除く) | 補償しない  |
| 連系管路                | 材料費を除く工事費の1/2<br>を補償<br>(クライテリア地域を除く) | 工事費及び材料費を全額補償  |
| 地上機器・ケーブル           | 材料費を除く工事費の1/2<br>を補償<br>(クライテリア地域を除く) | 補償しない  |

※本資料は通知とは関係ないものである



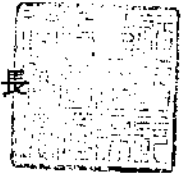
建設省道路発第33号  
建設省道路環発第16号  
平成12年4月10日

埼玉県電線類地中化担当部長 殿

建設省道路局路政課長



道路環境課長



新電線類地中化計画における電線共同溝に係る  
費用負担、道路占用の取扱い等について

新電線類地中化計画における電線共同溝に係る費用負担、道路占用の取扱い等について別添のとおり各地方建設局道路部長等あてに通知したので、貴職におかれても、これを参考とされたい。

なお、都道府県におかれては、貴管下市町村（政令市を除く）あてこの旨通知願いたい。

## 新電線類地中化計画における電線共同溝に係る 費用負担、道路占用の取扱い等について

### 1. 電線共同溝

電線共同溝とは、電線の設置及び管理を行う2以上の者の電線を收容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいい、電線を收容するための管路、特殊部（電線の分岐部分を收容するための施設。分岐架及び簡易トラフを含む。以下同じ。）及び引込管（道路区域内に設ける民地への電線の引込みのための管路をいう。以下同じ。）を含むものとする。

### 2. 連系管路

- (1) 連系管路とは、電線共同溝に收容された電線と電線共同溝整備箇所以外の既設の架空線等の電線とを結ぶために必要な管路をいう。
- (2) 連系管路の建設に係る工事を電線共同溝の建設に係る工事と併せて行うことが道路管理上妥当と判断される場合には、道路法第23条第1項に規定する附帯工事として、当該電線共同溝を建設する道路管理者が当該連系管路の建設を行うものとする。
- (3) 連系管路の建設に係る工事の完了後、道路管理者は、当該連系管路を電線管理者（「電線の設置及び管理を行う者」をいう。以下同じ。）に引き渡し、電線管理者は、道路法第32条第1項に規定する道路の占用の許可を受け、管理するものとする。
- (4) 道路管理者は、連系管路について、建設費用の観点から十分考慮し、合理的な配置を行うこととする。
- (5) 連系管路の建設に係る工事を附帯工事として行う場合、これに要する費用は、道路法第59条第1項に基づき、原則として当該電線共同溝を建設する道路管理者が負担するものとする。

### 3. 事前支障移設

事前支障移設とは、電線共同溝の建設に係る工事の施行に伴って直接に必要なとなる既設の電柱、電線等の移設及び撤去をいい、事前支障移設に要する費用については、道路管理者がこれを補償することができる。

### 4. その他

#### 4-1 引込部分を架空で配線する場合の対応

- (1) 電線類地中化を進める上で公益上やむを得ない事情があり、かつ、当該道路について安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図る上で支障を生じるおそれが少ないと認められる場合には、道路管理者は、民地への引込部分の電線及びこれを支持する電柱（支柱）の地上における占用について、電線管理者に許可するこ

とができる。

- (2) 地上において当該道路を占有する電線及びこれを支持する電柱（支柱）の設置に係る費用については、電線管理者が負担するものとする。
- (3) 道路管理者は、当該箇所に道路附属物として街灯を設置する場合には、この街灯の支柱を電線管理者が電線を支持する電柱（支柱）として利用することに協力するなどの配慮を行うこととし、この場合における費用の負担については、道路管理者と電線管理者が協議の上定めるものとする。

#### 4-2 新規需要等への対応

- (1) 電線共同溝の建設が完了した後において新たに必要となる道路区域内の特殊部及び引込管の増設又は位置の変更に係る工事については、道路法第24条に基づき、電線管理者が道路管理者の承認を受けてこれを行うものとする。この場合、道路管理者は、特殊部及び引込管の増設又は位置の変更に係る工事が完了した後、当該特殊部及び引込管について引渡しを受け、電線共同溝として管理するものとする。
- (2) 電線共同溝の建設時においては、道路管理者は、電線共同溝の建設完了後の特殊部及び引込管の増設が少なくなるよう、将来予想される需要を考慮して合理的な設計に努めるものとする。
- (3) 特殊部及び引込管の増設又は位置の変更に係る費用については、(1)の特殊部及び引込管の増設又は位置の変更に係る工事を行う電線管理者が負担するものとする。

#### 4-3 民地部分の引込設備

新電線類地中化計画6.に規定する「地元負担とする」とは、具体の地中化の実施箇所における連絡会議等において協議の上、需要家、地元電線管理者又は地元関係団体等が単独又は共同で負担する、ということである。

#### 5. 適用等

この取扱いは、新電線類地中化計画の実施箇所より適用し、この場合、第三期電線類地中化計画における道路管理者の電線管理者への一部補償は廃止する。ただし、第三期電線類地中化計画の継続箇所等で、費用負担の方法の一貫性の観点から従前の費用負担の方法によることが適当と判断される場合には、従前の方法によるものとする。

以上の内容については、電線類地中化推進検討会議の関係事業者とも合意されているものである。

道環第 314号  
平成13年 8月17日

各土木事務所(支所)長  
伊奈新都市建設事務所長  
八潮新都市建設事務所長  
新都心建設事務所長 } 様

県土整備部長

新電線類地中計画における電線共同溝に係る費用負担、道路占用の取扱い等について(通知)

標記については、別添のとおり平成12年4月10日付け建設省道路発第33号道路局路政課長及び同日付け建設省道環発第16号道路環境課長から通知(以下、通達という。)がありました。その取扱いについて下記のとおり定めましたので通知します。

なお、建設負担金及び引込管の委託施工等については、別途通知する予定です。

## 記

### 1 電線共同溝

電線共同溝とは、電線の設置及び管理を行う2以上の者の電線を収容するための施設をいうが、引込管相当部分のうち、分岐柵(簡易トラフを含む)の位置が異なる等の理由で物理的に共同で収容できない場合にあっては、単独であっても電線共同溝として施工できるものとする。

なお、引込部分に相当する電線共同溝内の電線の設置については、道路法第32条を準用して処理するものとし、電線共同溝の整備に関する特別措置法第10条の占用許可、あるいは同法施行令第7条第2項第1号の敷設届の提出は不要とする。

### 2 連系管路

連系管路は、電線共同溝と電線共同溝整備箇所以外の既設架空電線を結ぶものの外、電線共同溝と既設の地下管路の人孔等を結ぶものも含むものとする。

通達では、「道路法第23条第1項に規定する附帯工事として道路管理者が施工する。」とあるが、電線管理者の管理する既設人孔等との接続には保安上問題があり、かつ、市道等に建設する場合は手続や調整等に時間を要すると考えられるため、附帯工事で負担すべき費用の範囲で、電線管理者が施工し、道路管理者が補償することができるものとする。

また、補償の範囲は、電線共同溝の分岐部から電柱等への立ち上げまでとする。

なお、新規に電線共同溝に入溝し、市道等へ分岐する場合の管路は、連系管路として取扱わず、(道路管理者は費用負担しない) 通常道路法第32条の占用物件として取扱うものとする。

### 3 事前支障移設

#### (1) 既設電線類の移設補償

電線共同溝の工事の施工に伴い、「直接」必要となる既設電柱、電線等の移設等については、事前支障移設に該当するが、ここでいう「直接」とは、電線共同溝(本体の外、分岐柵等及び引込相当部分を含む)、連系管路の堀削に伴い既設電柱(民地を含む)、電線等あるいは地下管路に直接影響のある場合をいうもので、電線共同溝完成後の既設電柱の撤去は対象としないものとする。

また、事前支障移設の補償対象は、仮設、支障物件の撤去及び仮設の撤去に必要な工事費及び材料費とする。

なお、第三期電線類地中化計画以前における電線共同溝に係る費用負担については、従前の費用負担とする。

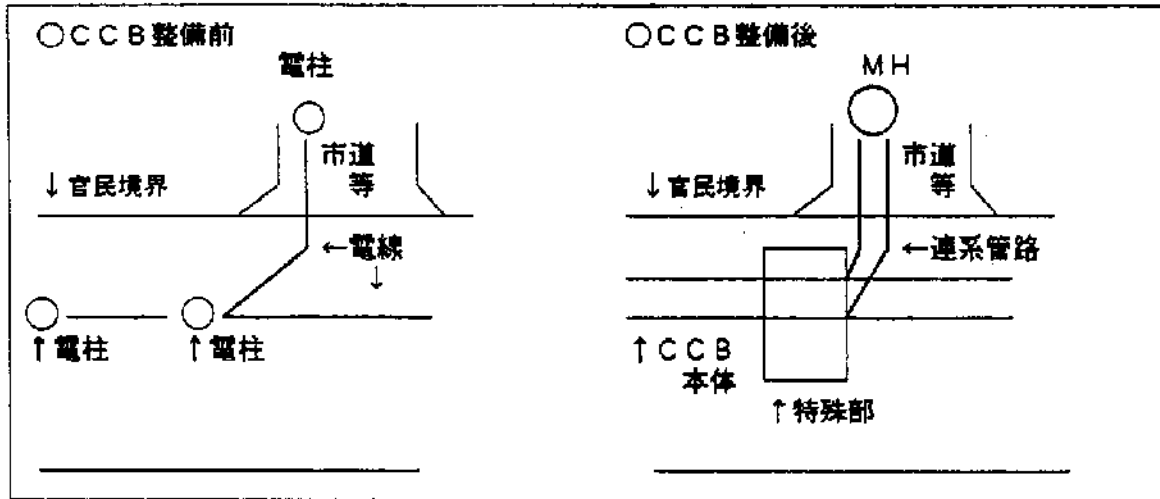
#### (2) 既設地下埋設物件の移設補償

新電線類地中化における電線共同溝建設に伴い支障となる管路の移設等のために玉突きで移設等が必要な場合にあっても「直接」に準じ、平成11年1月18日付け道管第741号通知の一部改正通知平成13年8月17日付け道環第315号により処理するものとする。

(参考)

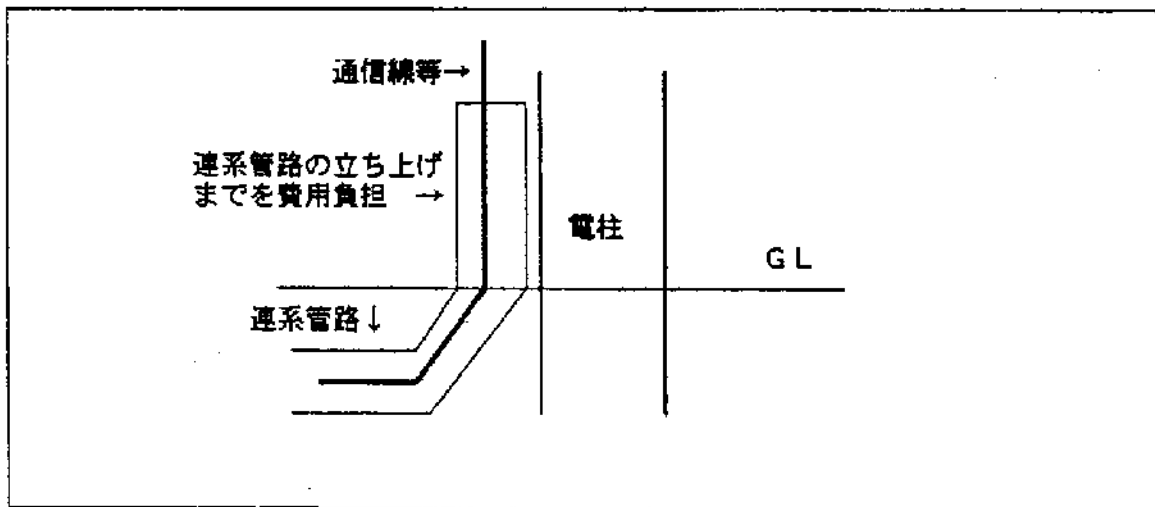
### 連系管路概念図

A



\* CCB整備前において、市道等にある電柱・マンホールとを結ぶ電線・管路が無かった場合は、道路管理者は費用負担しない。

B

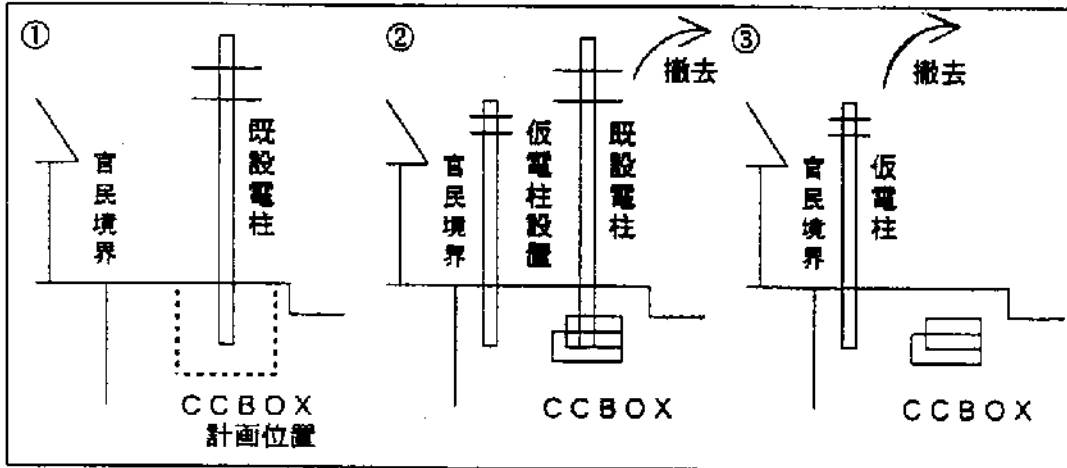


(参考)

電線共同溝工事に伴う事前支障移設の補償対象図

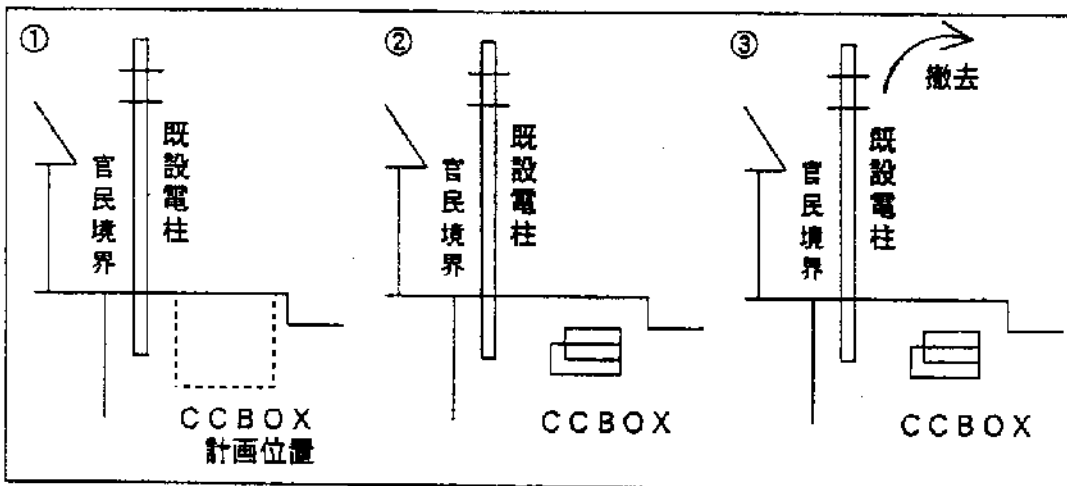
○既設電柱が、道路区域内にある場合

A CCBOX設置に当たり、既設電柱が支障となり仮電柱が必要な場合



|            | 工事費    | 材料費    |           | 工事費    | 材料費        |
|------------|--------|--------|-----------|--------|------------|
| 既設電柱・電線の撤去 | 100%補償 | 補償対象外  | 仮電柱・電線の撤去 | 100%補償 | 残存価値分を控除する |
| 仮電柱・電線の設置  | 100%補償 | 100%補償 |           |        |            |

B CCBOX設置に当たり、既設電柱が支障とならない場合

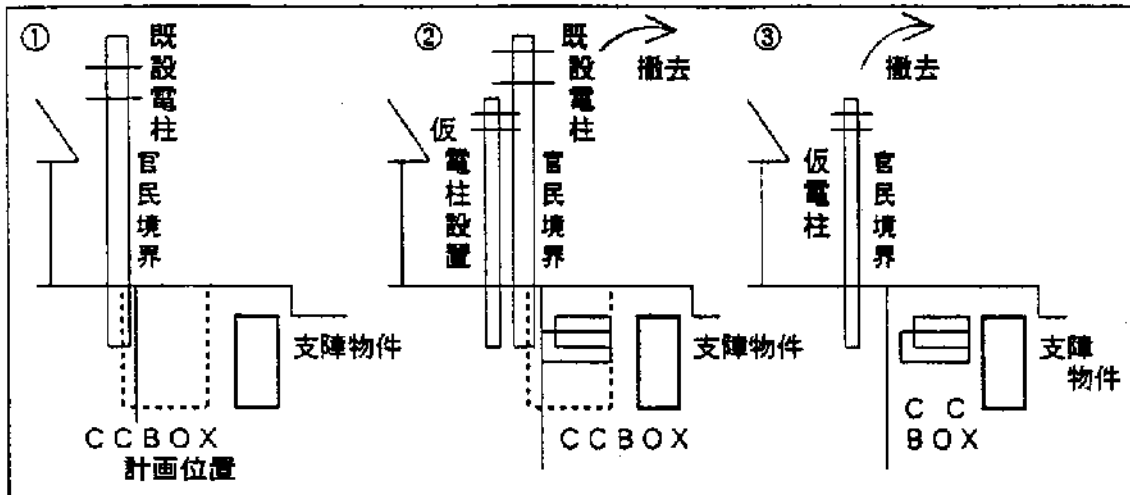


|            | 工事費   | 材料費   |
|------------|-------|-------|
| 既設電柱・電線の撤去 | 補償対象外 | 補償対象外 |



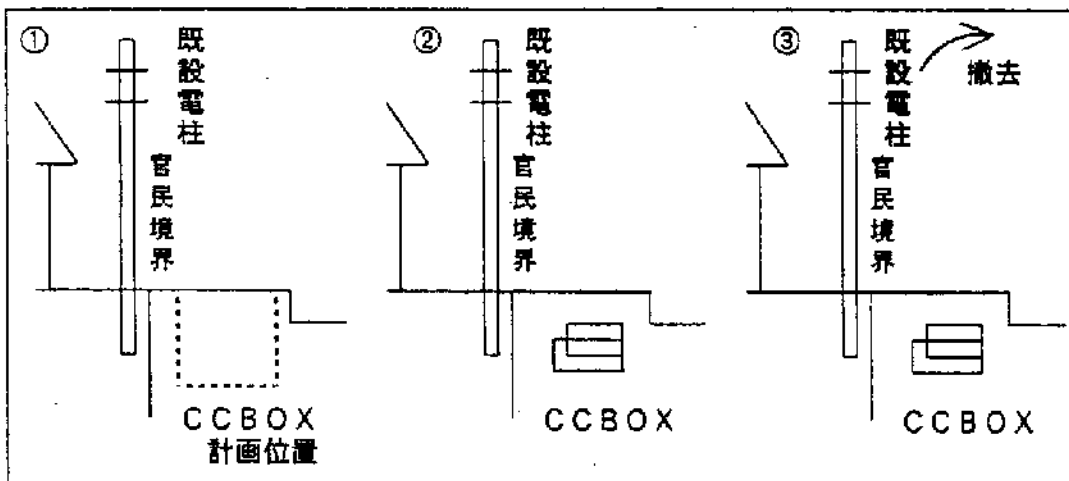
○既設電柱が、道路区域外にある場合

C CCBOX設置に当たり、既設電柱が支障となり仮電柱が必要な場合



|            | 工事費    | 材料費    |            | 工事費    | 材料費        |
|------------|--------|--------|------------|--------|------------|
| 既設電柱・電線の撤去 | 100%補償 | 補償対象外  | 仮電柱・電線の設置  | 100%補償 | 100%補償     |
| 仮電柱・電線の設置  | 100%補償 | 100%補償 | 既設電柱・電線の撤去 | 100%補償 | 残存価値分を控除する |

D CCBOX設置に当たり、既設電柱が支障とならない場合



|            | 工事費   | 材料費   |
|------------|-------|-------|
| 既設電柱・電線の撤去 | 補償対象外 | 補償対象外 |

道 環 第 5 6 7 号  
平成 1 1 年 1 0 月 1 日

各土木事務所長 様

土 木 部 長

電線共同溝建設に伴う既設電線類の移設補償  
の当面の取り扱いについて（通知）

電線共同溝建設に伴う既設電線類の移設補償の取り扱いについては、別紙「電線共同溝建設に伴う既設電線類の移設補償の当面の取り扱い」により、取り扱われますよう通知します。

問い合わせ先  
道路環境課防災担当  
宮岡、中山（内 5 1 0 7）

事 務 連 絡  
平成11年10月 1日

各土木事務所長 様

道路環境課長

「電線共同溝建設に伴う既設電線類の移設補償の  
当面の取り扱い」に係る関係様式等について

「電線共同溝建設に伴う既設電線類の移設補償の当面の取り扱い」については、平成11年10月1日付け道環第567号により土木部長から通知されたところですが、下記の様式について参考を送付いたします。

記

○既設電線類の移設に係る関係様式

- 1 様式-1 占用企業者への移設費等算出の依頼文
- 2 様式-2 履行確認書
- 3 様式-3 占用企業者の移設費等の通知文
- 4 様式-4 移設補償契約締結の依頼文
- 5 様式-5 移設補償契約書
- 6 別紙 物件の移転補償費明細書

※様式-5（別紙含む）を変更して使用したい場合は、道路環境課防災担当へご相談ください。

問い合わせ先  
道路環境課防災担当  
宮岡、中山（内5107）

## 電線共同溝建設に伴う既設電線類の移設補償費の当面の取り扱い

### 1. 本取り扱いの適用対象者

- (1) 電気通信事業法による第一種電気通信事業者
- (2) 電気事業法による電気事業者
- (3) 道路法に基づき占用を許可されている事業者
  - ①有線テレビジョン放送法による事業者
  - ②有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法による事業者

電線共同溝に入溝しない物件の移設補償については、「電線共同溝の整備に伴う占用物件の移設に係る費用の補償について（通知）」（平成11年1月18日付け道管第741号）によるものとする。

### 2. 移設補償対象地域

- (1) 上記1.(1)及び(2)の移設補償費の対象地域は、平成8年1月16日の「電線類地中化推進検討会議報告」※（以下「会議報告」という）の3.③の地域であって、需要密度が比較的高位で安定している地域等の会議報告3.①に準じた地域、及びクライテリアの基準を持たない電線管理者が「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき電線類を地中化する区域を対象とする。
- (2) 上記1.(3)については、需要密度に関係なく「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき電線類を地中化する区域を対象とする。
- (3) 電線管理者が既に地中化を行っている場合であって、電線共同溝を整備することにより当該埋設物件を移設しなければならない場合は、クライテリアに関係なく移設補償の対象とする。

1) ※は、資料-1を参照

2) 会議報告3.③の地域であって、需要密度が比較的高位で安定している地域等の会議報告3.①に準じた地域になることが高い確度で見込まれる地域に整備される先行的整備の電線共同溝は、移設補償の対象とはならない。

### 3) クライテリアの基準

キャブシステムと同様に

- ・電 力：12万KW／km<sup>2</sup>以上  
キャブシステム研究委員会報告（昭和60年10月21日）
- ・通信（NTT）：300回線／ha以上  
電線類地中化に係わるNTTのクライテリアについて  
（平成4年8月24日）

なお、NTT以外の第一種電気通信事業者については、クライテリアは設定されていない。

4) 電線管理者が既に地中化を行っている場合には、架空線供給設備と地中線供給設備の併存する場合も含む。

### 3. 移設補償の対象範囲

移設補償の対象範囲は、現況機能と同等の機能を保持するのに必要な施設を考慮したときの以下の（1）及び（2）を対象とする。

なお、現況施設と同等の機能を保持するのに必要な施設には、事故時等対応用の予備管を含め維持管理に必要となる施設は対象とするが、将来の需要に対応する施設については対象外とする。

- （1）電線管理者の行う設備の移設費用のうち、材料費を除く工事費  
電線管理者が行う地中化に必要な、現況施設の移設（仮移設を含む）  
・撤去等を含む全ての工事費を対象とする。
- （2）電線、電柱等架空線設備の材料費  
電線共同溝を整備することにより撤去される現況の架空設備（電線、電柱、トランス等の機器類）を現段階において建て替えた場合の材料費全てを対象とする。
- （3）上記（2）の材料費は、上記2.（3）電線管理者が既に地中化を行っている場合にあつては、電線、地中管路、ハンドホール、地上機器等  
地中線設備の材料費とする。

#### 現況機能と同等の機能を保持するのに必要な施設

現況機能と同等の機能を保持する施設には、事故時等対応用として予備管1条及び本線から住居等へ供給するための引き込み管までとするものとする。

### 電線・地上機器等の材料費を除く工事費（設備費）

現在、電線管理者が電柱、電線、トランス等の地上施設において供給している施設を地中化するために必要な電線、地上機器類のうち、電線管理者の資産となる材料費を除いた工事費をいう（地中化完了後、電線管理者の資産とならない仮移設の材料費は工事費とみなす）。

電線共同溝設置のために生じる現況施設の仮移設、現況施設の撤去についても補償の対象とする。

### 電線、電柱等架空線設備の材料費（電線管理者が既に地中化を行っている場合にあっては、電線、地中管路、ハンドホール、地上機器等地中線設備の材料費）

材料費の価格は移設工事時点の再取得価格とし、減耗控除は行わない。

## 4. 移設補償費の算定

移設補償の額は、対象者ごとに以下のとおりとする。

- (1) 上記1.(1)及び(2)に対しては、上記3.(1)、(2)及び(3)より算出された額の1/2を移設補償費として支払うものとする。
- (2) 上記1.(3)①及び②のうち営利目的の事業者に対しては、当面の間、原則として上記3.(1)、(2)及び(3)より算出された額の1/2を移設補償費として支払うものとする。
- (3) 上記1.(3)①及び②のうち、非営利目的の事業者に対しては、各事業者の事業目的、事業負担能力等を十分に勘案して算出した額を移設補償費として支払うものとする。

## 5. 移設補償費の支払い時期

移設補償費は、地中化完了後（抜柱したことを確認後）電線管理者からの請求に基づき支払うものとする。

## 移設補償費に伴う手続きについて

1. 電線管理者が行う設備の移設にかかる費用のうち、材料費を除く工事費及び電線・電柱等架空線設備の材料費の算出について、依頼通知をする場合は、様式－1によるものとする。
2. 履行の確認は、様式－2によるものとする。
3. 電線管理者が行う設備の移設にかかる費用のうち、材料費を除く工事費及び電線・電柱等既設架空線設備の材料費の算出結果を提出させる場合は、様式－3によるものとする。  
この場合、移設補償費は消費税の対象としないものとする。
4. 契約書の締結について
  - 1 契約を締結する場合の協議書は、様式－4によるものとする。
  - 2 補償契約書は、様式－5によるものとする。

様式 - 1

番  
平成 年 月 日

占 用 企 業 者 様

〇〇土木事務所長

既設電線類等の移設費の算出について（依頼）

当事務所が施行した下記工事に関して、既設電線類の移設等に要した費用及び既設電線、電柱等架空線設備の材料費を提出していただくよう依頼します。

記

1. 件 名 〇〇〇電線共同溝工事
2. 場 所
3. 添付書類等
  - (1) 既設電線類の移設等に要した費用の算出資料
  - (2) 電線、電柱等架空線設備の材料費の算出資料
  - (3) 平面図
  - (4) その他内容を明らかにした資料



履 行 確 認 書

|  |                     |              |                       |       |          |    |
|--|---------------------|--------------|-----------------------|-------|----------|----|
| 平成 年 月 日 付け、第 号で提出された既設電線類の移設物件に<br>あっては、下記事項について履行を確認しましたので報告します。 |                     | 番 平成 年 月 日 号 |                       |       |          |    |
| 1  | 移設者<br>住所、氏名        | 2            | 照会又は<br>申請番号及び<br>年月日 |       |          |    |
| 3  | 許可番号<br>及び<br>許可年月日 | 4            | 工事箇所                  |       |          |    |
| 5  | 移設工事の<br>概要         |              |                       |       |          |    |
| 6  | 移設物件<br>の内容         | 物            | 規格                    | 施設の内容 | 施設の規模    | 備考 |
|  |                     |              |                       |       |          |    |
|  |                     |              |                       |       |          |    |
|  |                     |              |                       |       |          |    |
|  |                     |              |                       |       |          |    |
|  |                     |              |                       |       |          |    |
| 7  | 特記事項                |              |                       |       |          |    |
| 8  | 氏名                  | 立会年月日        | 氏名                    | 氏名    | (道路管理者側) |    |
|  |                     | 平成 年 月 日     | 印                     | 印     |          |    |

様式 - 3

番  
平成 年 月 日

〇〇土木事務所長 様

占 用 企 業 者

既設電線類の移設費等について

平成 年 月 日付け 号で依頼のあった標記については、下記  
のとおり提出します。

記

移 設 費 円

既設架空線設備費 円

様式 - 4

番 号  
平成 年 月 日

占 用 企 業 者 様

〇〇土木事務所長

既設電線類の移設費について

平成 年 月 日付け、〇〇〇で提出のあった標記については、下記金額のとおり別添契約書をもって契約したいので、異存がなければ記名押印のうえ返送願います。

記

1. 契約の理由 〇〇電線共同溝の整備に伴う既設電線類の移設補償費
2. 契 約 額 円

# 移設補償契約書

金 \_\_\_\_\_ 円

埼玉県が施行する \_\_\_\_\_ 線、 \_\_\_\_\_ 地内、電線共同溝整備工事により生じた別紙に掲げる既設電線類の移設について、電線類移設者 \_\_\_\_\_ を甲とし、埼玉県を乙として、下記条項により移設補償契約を締結する。

## 記

(契約の主旨)

**第1条** 甲は、別紙に掲げる既設電線類を移設するものとする。ただし、甲が、移転することにつき権原を有しない物件については、この限りではない。

**2** 乙は、頭書の金額を甲に支払うものとする。

(補償金の支払い)

**第2条** 甲は、物件の移転が完了したときに、頭書の金額を乙に請求することができる。

(契約に関する紛争の解決)

**第3条** この契約の内容に関し、第三者から異議の申し出があったときは、甲は責任をもって解決するよう努めなければならない。

(契約外の事項)

**第4条** この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住 所  
甲  
氏 名

住 所  
乙  
氏 名

別紙

## 物件の内容

所在

| 物件名 | 規格 | 数量 | 金額 | 備考 |
|-----|----|----|----|----|
|     |    |    |    |    |
|     |    |    |    |    |
|     |    |    |    |    |
|     |    |    |    |    |
|     |    |    |    |    |
|     |    |    |    |    |
|     |    |    |    |    |
|     |    |    |    |    |
|     |    |    |    |    |

道 管 第 7 4 1 号  
平成 1 1 年 1 月 1 8 日

各土木事務所長 様

土 木 部 長

電線共同溝の整備に伴う占用物件の移設に係る  
費用の補償について（通知）

電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行について（平成 7 年 8 月 9 日  
付け建設省道政発第 7 5 号）記第 2. 2. (3) の規定に基づく占用物件の移  
設に要する費用の補償の取り扱いを下記のとおり定めましたので、通知します。

記

1. 留意事項

電線共同溝の整備にあたっては、道路の地下に埋設されている既設占用物  
件への影響を少なくするよう配慮し、占用物件の移設については真にやむを  
得ないものに限ること。

2. 補償の対象

電線共同溝の整備に伴う占用物件の移設に係る費用の補償の対象となりう  
るものは、次の要件を満たしているものであること。

- (1) 道路法第 3 2 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可を与えられている  
ものであり、同法施行令の規定による占用許可基準に適合しているもの  
であること。
- (2) 道路法第 3 2 条第 1 項又は第 3 項の許可の条件に電線共同溝の整備に  
伴う占用物件の移設について、占用者自らの負担において実施すること  
が具体的に明示されていないものであること。
- (3) 移設が必要になった占用物件について、記 3（占用物件の移設等の通  
知）に定める通知を行った日から起算して 3 年以内に当該占用物件の改  
良、更新等の計画がないこと。

(4) 電線共同溝が整備されたのち、当該電線共同溝に收容され若しくは当該電線共同溝から分岐することとなる地下埋設物件又は電線共同溝から分岐することとなる各戸引き込み管の現有の機能に相当する占用物件ではないこと。

(5) 占用物件の移設に要する費用が著しく多額となり、占用物件の管理者から当該費用の補償について要請があるものであること。

### 3. 占用物件の移設等の通知

電線共同溝の整備に伴い占用物件の移設等の措置を講じる必要が生じた場合には、別記様式1により当該占用物件の管理者に対して移設等の措置を講ずるよう通知すること。

### 4. 占用物件の移設費用を明らかにした書面の提出

前記3（占用物件の移設等の通知）により占用物件の移設等の措置を講じるよう通知を行った場合には、前記2（補償の対象）に該当すると認められる占用物件の管理者に対し、別記様式2の通知を行い占用物件の移設に係る費用を明らかにした書面（別記様式3参照）の提出を求めること。

### 5. 履行の確認

(1) 占用物件の管理者に対し別記様式1及び2の通知を行ったときは、当該通知に係る電線共同溝の工事を担当する監督職員に対し、別記様式4により占用物件の移設に係る履行の確認を行うよう命令すること。

(2) (1)により命令を受けた者は、当該命令に係る占用物件の移設の完了を確認したときは、遅滞なく別記様式4により、所長あて報告すること。

### 6. 補償金額の算定

占用物件の管理者から占用物件の移設に係る費用を明らかにした書面が提出された場合には、遅滞なく別表に掲げる費用についてその内容を審査し、適正と認めた場合には、別表に掲げる費用の1/2の額をもって補償の協議額とすること。

### 7. 契約の締結

知事または、その委任を受けたものは、5（2）及び6の事務が完了した場合は、直ちに別記様式5及び6を作成し、契約の相手方となるべき占用物件の管理者と協議し、契約を締結しなければならない。

#### 8. 補償に係わる請求

占有物件の管理者が、占有物件の移設に係る費用の補償を請求する権利は、原則として、当該占有物件の移設が完了したと認められた日から起算して1年以上を経過した場合には、その権利を失ったものとみなすこととするので、あらかじめ移設を行う占有物件の管理者に周知すること。

#### 9. その他

電線共同溝の移設費用の補償に関し、この取り扱いによりがたいと認められる場合には、本職あて協議すること。



## 別 表

| 項 目                        | 内 容                 |                                      |
|----------------------------|---------------------|--------------------------------------|
| 土<br>木<br>費                | ①土木費                | 掘削、埋戻し、残土処理、舗装切断工及び舗装取り壊しに要する費用      |
|                            | ②仮設費                | 土留工及び路面覆工に要する費用                      |
|                            | ③小 計                | (①+②)                                |
| 配<br>管<br>工<br>事<br>費      | ④布設及び撤去費            | 新設する地下埋設管の配管及び既設の地下埋設管の撤去に要する労務に係る費用 |
|                            | ⑤接合費                | 地下埋設管の溶接、電気防食に要する費用                  |
|                            | ⑥基礎工事費              | 地下埋設管の基礎（砕石、コンクリート打設、型枠）に要する費用       |
|                            | ⑦小 計                | (④+⑤+⑥)                              |
| そ<br>の<br>他<br>工<br>事<br>費 | ⑧舗装復旧費              | 舗装復旧に要する費用                           |
|                            | ⑨各戸引き込み管付替費         | 各戸引き込み管の付け替えに要する費用（材料費を含む）           |
|                            | ⑩マンホール等の工事費         | マンホール、雨水柵、汚水柵等の付け替えに要する費用            |
|                            | ⑪小 計                | (⑧+⑨+⑩)                              |
| ⑫移設に要する直接工事費               | (③+⑦+⑪)             |                                      |
| ⑬共通仮設費                     | 共通仮設費、安全対策費、断水・通水費  |                                      |
| ⑭諸経費                       | 諸経費、現場管理費、一般管理費、設計費 |                                      |
| ⑮消費税相当額                    |                     |                                      |
| 合 計                        | (⑫+⑬+⑭+⑮)           |                                      |

別記様式 1

番  
平成 年 月 日

占用物件の管理者 様

〇〇土木事務所長

電線共同溝の整備に伴う占用物件の調査、立ち会い及び  
占用物件に対する措置について（通知）

当事務所において、別紙のとおり電線共同溝を整備しますので、この箇所内の  
占用物件を調査のうえ、これが支障となるときは、当土木事務所と協議を行  
い、移設・防護等の適切な処置を講ずるよう通知します。

なお、道路法第 32 条に基づく移設等の申請を行う場合には、申請書の「占  
用の目的」欄に本文書の発番・年月日及び電線共同溝の整備に伴う移設と記入  
してください。

別 紙

1. 工事件名
2. 工事箇所
3. 工事の時期
4. 工事内容
5. 調査及び処置が必要な占用物件
6. 移設、防護等の措置が必要と思われる占用物件
7. 担当者、所属、氏名

別記様式 2

番 号  
平成 年 月 日

占用物件の管理者 様

〇〇土木事務所長

占用物件の移設に係る費用を明らかにした  
書面の提出について（通知）

当事務所が施行する下記工事に関し、占用物件の移設に係る費用を明らかにした書面を提出してください。

また、提出にあたっては、事前に履行の確認を行いますので、現地立合をお願いします。

なお、移設工事が完了したと認められる日から1年以上を経過しても占用物件の移設を明らかにした書面が提出されない場合は、補償を請求する権利を失ったものとみなしますので申し添えます。

記

1. 件 名 〇〇〇電線共同溝工事
2. 場 所
3. 添付書類等
  - (1) 設計書及び見積書等費用の内容が分かるもの  
(移設工事費、共通仮設費、諸経費等で区分されたもの)
  - (2) 平面図
  - (3) その他工事内容を明らかにした書類
  - (4) 移設が必要となった占用物件に係る許可書の写し

別記様式 3

番  
平成 年 月 日

〇〇土木事務所長 様

占用物件の管理者

占用物件の移設費用について（回答）

平成 年 月 日付け 号で通知のあった標記については、下記  
のとおり提出します。

記

1. 占用物件の移設費用 金 円

2. 添付書類

履 行 確 認 書

|   |                         |            |                       |                   |   |   |          |              |        |               |   |    |   |   |   |
|---|-------------------------|------------|-----------------------|-------------------|---|---|----------|--------------|--------|---------------|---|----|---|---|---|
| 様<br>平成 年 月 日 付け第 号で提出された文書に係る占用物件の移設について<br>下記事項の履行を確認しましたので報告します。 |                         |            |                       |                   |   |   |          |              |        | 番             | 年 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 1   | 占用者<br>住所、氏名            | 2          | 照会又は<br>申請番号<br>及び年月日 | ※道路法32条の申請（新設・撤去） |   |   |          |              |        |               |   |    |   |   |   |
| 3   | 許可番号<br>及び年月日           | 4          | 工事箇所                  | ※道路法32条の許可（新設・撤去） |   |   |          |              |        |               |   |    |   |   |   |
| 5   | 占用物件の<br>移設工事の<br>概要    |            |                       |                   |   |   |          |              |        |               |   |    |   |   |   |
| 6   | 移設の対象<br>となる占用<br>物件の内訳 | 名          | 称                     | 延                 | 長 | 日 | 径及び主たる材質 | マンホール等の規格、個数 | 埋設完了年月 | 占用物の更新等の計画の有無 | 適 | 用  |   |   |   |
|   |                         |            |                       |                   |   |   |          |              |        |               |   |    |   |   |   |
|   |                         |            |                       |                   |   |   |          |              |        |               |   |    |   |   |   |
|   |                         |            |                       |                   |   |   |          |              |        |               |   |    |   |   |   |
|   |                         |            |                       |                   |   |   |          |              |        |               |   |    |   |   |   |
|   |                         |            |                       |                   |   |   |          |              |        |               |   |    |   |   |   |
| 7   | 特記事項                    |            |                       |                   |   |   |          |              |        |               |   |    |   |   |   |
| 8   | 立会年月日<br>氏名             | 氏名（占用者側）   |                       |                   |   |   |          | 氏名（道路管理者側）   |        |               |   |    |   |   |   |
|   |                         | 平成 年 月 日 印 |                       |                   |   |   |          | 印            |        |               |   |    |   |   |   |

# 補償契約書

金 \_\_\_\_\_ 円

埼玉県が施行する \_\_\_\_\_ 線、 \_\_\_\_\_ 地内、電線共同溝整備工事により生じた別紙に掲げる占有物件の移設について、当該占有物件の管理者（以下「甲」という。）と埼玉県（以下「乙」という。）は、下記条項により補償契約を締結する。

## 記

（契約の主旨）

第1条 乙は、 \_\_\_\_\_ 線、 \_\_\_\_\_ 地内、電線共同溝整備工事により生じた占有物件の移設に係わる費用の補償費として、頭書の金額を甲に支払うものとする。

2 甲は、前項に規定する補償については、この契約に基づくもののほか一切の要求をしないものとする。

（補償金の支払い）

第2条 乙は、甲から頭書の金額の支払の請求があったときは、30日以内に当該金額を甲に支払うものとする。

（契約に関する紛争の解決）

第3条 この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申し立てがあったときは、甲は責任をもって解決するよう努めなければならない。

（契約外の事項）

第4条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

甲 住 所  
氏 名

乙 住 所  
氏 名

別 紙

## 物 件 の 表 示

所 在

| 物 件 名 | 規 格 | 数 量 | 金 額 | 備 考 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
|       |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |
|       |     |     |     |     |



別記様式 6

番 号  
平成 年 月 日

占用物件の管理者 様

〇〇土木事務所長

占用物件の移設に係わる費用の補償について（協議）

平成 年 月 日付け、〇〇〇で提出のあった標記については、下記金額のとおり別添契約書をもって契約したいので、異存がなければ記名押印のうえ返送願います。

記

1. 契約の理由 〇〇電線共同溝の整備に伴う、道路占用物件の移設に係る費用の補償
2. 協 議 額 金 円